

六	五	四	三	二	一	条成省
發行額	方法の 額	募入決定額	發行方法の適	用振替法	の法	件十令國財務省
					發号名稱及び根拠記	成等六年第債務省告示第
					項及のそ	十次九年十月号行示
					り及び	年と二月お
					記	月ハリ一月告日

十つ定う額を値各に基機用成社五へ並法資号法の六十財へ利
 億いにち面順が申付準関を振十債条明び律金～律公年四政第付
 円て基、金次小込し金は受替三等第治に第特第へ債度号法三国
 はづ財額割さみて利日け法年の一三国百別ニ平のに～～十庫財
 平、き政でりいの行と本る、法振項十債一會条成発お第昭回債務
 成額発法一当もうわの銀もと律替九整号計第十行け四和券大
 行第兆てのちれ利行のい第に年理～法一六のる条二大臣へ
 六金し四九るか利る回ととう七關法基第へ項年特財第十变動谷垣
 年額た条百。ら回入りすし～十す律金十昭及法例政一二
 度で利第九そり札格る、の五る第特一和び律等運項年。十五
 に千付一十の格發差そ規号法六別条二財第に營、法
 お七国項億應差行をの定。律号会第十政ニ關の平律
 け百債の円募の競振の以～～計一六融十すた成第
 る九に規額數争替適下平第法項年資ニるめ十三
 行平蔵

十三

の経
払過
込利
み子

十
二
一

発
利發
行行
価
率格日

九八七

振額最払
替低込
額金
面額
位

(一) そ○しらへに直九た子年額平す額の振
十式は のパた、以基近年、計当面成るの記替
号に、募率一率〇下づに五発算た金十。整載法
によ払入はセ。・「きおか行期
規り込決〇ンた九基算け月か間
定算金定バトだ八準出る超ら
す出額の「をしパ金さ割の償
るしに通セ下、「利れ當十還
期た加知ン回控セ「た額年ま
日金えをトる除ンと複入利で
に額、受ととしトイ利札付のにお
払を次けすきたを。う利の国期行
い第のたるは率控一回結債間わる
込ニ算者、が除かり果のがれ利

十一面行第億いに別千国項特財
万兆金し五円て基会ニ債の例政
円九額た条、はづ計百に規等運
百で利第国、き法十つ定に當
九三付一債額発第億いに關の
十千国項整面行十円て基すた
億二債の理金し一、はづるめ
円百に規基額た条財、き法の
四つ定金で利第政額発律公
たいに特千付一融面行第債
億て基別七国項資金し二の
円はづ会百債の資額た条發
、き計五に規金で利第行
額發法十つ定特四付一の

むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.56}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その

に座も係りに算つにのる所と記載しては、前記(一)の金額から(一)の算れ簿収利子額によるに於ける所又算場非発行金額によるに控得は出合居行金額によるに

十四 初期利子

す次そが金と平
る号の銀額し成すの國たは者にへに百算つにのる所と記載しては、前記(一)の金額から(一)の算れ簿収利子額によるに於ける所又算場非発行金額によるに控得は出合居行金額によるに

$$\text{額面金額} \times \frac{0.56}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 後第二利期子以

出利てを毎
し子、支年
たとそ払三月
金額て日と二
を、以し十
支次前、日
払の六各及
う算月支び
。式間払九
にに期月
よ属に二
りすお十
算るい日

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.98}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 參 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
十 大 銀 金 三
六 臣 行 額 十
年 か 百 一
九 ら 円 年
月 通 に 九
二 知 つ 月
十 を き 二
一 受 百 十
日 け 円 日
た 者